

中部国際空港滑走路増設に関する
パブリック・インボルブメント実施計画書
(案)

2022 年 月

中部国際空港 P I 推進協議会

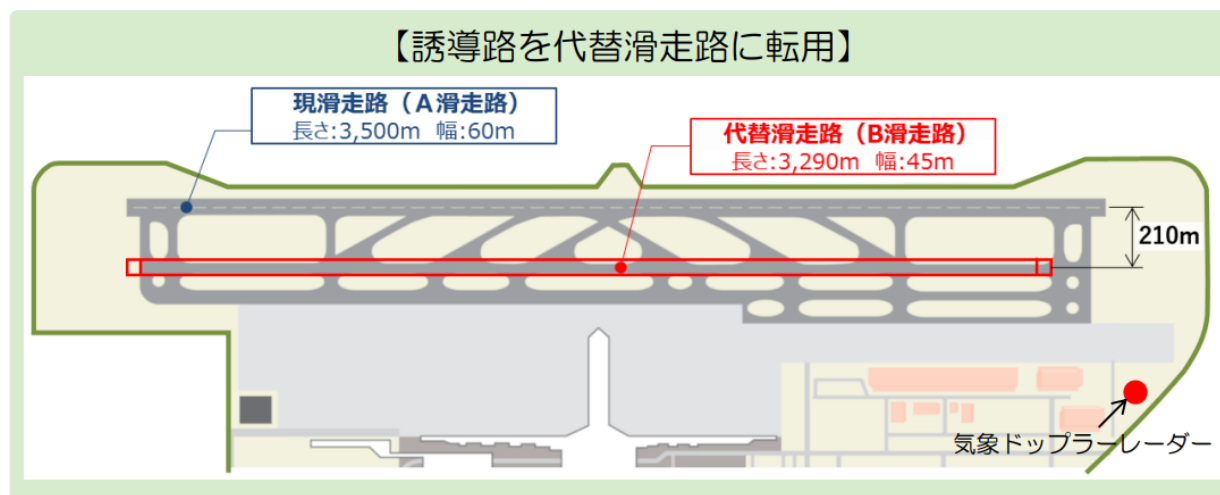
はじめに

中部国際空港は、成田国際空港、関西国際空港と並ぶ国際拠点空港であり、2005年の開港以降、24時間運用可能な海上空港としての特性を活かし、モノづくり産業を中心に我が国の経済成長をけん引する中部圏において、国内外との「人の交流」、「産業のサプライチェーン」を支える重要な社会インフラとして大きく貢献しています。

しかしながら、滑走路が1本であるため、24時間運用可能な国際拠点空港として、十分に機能を発揮することができていません。

こうした中、地域の自治体（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）、経済団体（名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会）、空港会社（中部国際空港株式会社）の長で構成する中部国際空港将来構想推進調整会議は、2021年12月に『中部国際空港の将来構想』を取りまとめ、発表しました。この中で、空港の完全24時間運用の実現や現滑走路の大規模補修などの喫緊の課題に対応するため、現空港用地内の誘導路を転用して新たな滑走路を整備し、2027年度を目途に供用開始を目指すこととしました。

< 『中部国際空港の将来構想』における第1段階の滑走路増設イメージ図 >



これを受け、中部国際空港株式会社は、喫緊の課題に対応する **現空港用地内における** 滑走路増設の具体的な整備計画の策定に向けて、地域の自治体（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、常滑市）、経済団体（名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会）、空港会社（中部国際空港株式会社）とで「中部国際空港P1推進協議会」を設置し、連携・協力して、滑走路増設について、住民・関係者等から幅広く

意見を得ながら合意形成を図るパブリック・インボルブメント（P I）を実施することとしました。

本書は、P Iの進め方等について「中部国際空港滑走路増設に関するパブリック・インボルブメント実施計画書」として取りまとめたものです。

今後、この実施計画書に基づき、中部国際空港の滑走路増設に関するP Iを進めてまいりますので、多くの皆様にご参加いただきますようお願いいたします。

2022年●月

中部国際空港P I推進協議会

目次

1	パブリック・インボルブメント（P I）について	1
2	実施体制	3
3	実施計画	4
（1）	基本方針	4
（2）	実施手順	5
（3）	提供する情報	6
（4）	P Iの対象とする住民・関係者等	6
（5）	周知・広報、情報提供及び意見収集の方法	7
（6）	収集したご意見の取扱い	9
（7）	P Iの目標達成の判断及びP Iの終了	9

1 パブリック・インボルブメント（P I）について

社会資本整備を進めるに当たっては、住民・関係者等の理解と協力を得るため、住民参画の取り組みを推進することが求められています。

国土交通省では、平成 15 年 6 月に、「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」を策定し、河川、道路、港湾、空港等の所管の公共事業について、計画の構想段階から、住民・関係者等に対して積極的な情報公開・提供を行い、幅広い意見を得ながら合意形成を図っていくパブリック・インボルブメント（以下「P I」という。）の手法の導入を進めてきました。

また、計画づくりにあたって、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行う必要があることを踏まえ、平成 20 年 4 月に「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」を策定し、現在は同ガイドラインにより運用されています。

一方、国土交通省航空局では、これに先行して、平成 15 年 4 月に「**一般空港における新たな空港整備プロセス(案)**」を策定し、**その中で、一般空港（旧第 2 種空港、旧第 3 種空港、旧共用飛行場等）の滑走路新設または延長事業を対象とした「一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメント・ガイドライン（案）」を示し、本ガイドラインを適用した P I を実施することとしております。**

中部国際空港の第二滑走路については、地元自治体、経済界と空港会社で構成する「中部国際空港将来構想推進調整会議」において、昨年 12 月に『中部国際空港の将来構想』としてとりまとめ、公表されました。公表後ではありましたが、この構想を住民等にも広く示し、住民に理解いただくためのパブリック・コメントを実施いたしました。

今回の滑走路増設は、将来構想における第一段階だけに絞ったものではありませんが、改めて、幅広く住民・関係者等の皆様と情報を共有し、丁寧な説明と住民等の皆様のご理解を得る必要があることから、「一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメントガイドライン(案)」を参考とし、P I を実施し、手続きをすすめることとしております。

なお、このガイドライン(案) 2 の「適用段階」において、「滑走路新設事業（空港の新設、空港の移転もしくは既存空港の滑走路増設または移設）については、幅広い選択肢から滑走路の概ねの位置、方位等の基本的な諸元に関する一の候補地を選定する段階（以下、「構想段階」という）と、候補地が選定された上で具体的な施設の配置等の計画案を決定するための段階（以下、「施設計画段階」という）の各々において P I を行うこと」とされていますが、7 の「運用」②において、「空港整備は他の公共事業に比べ、個所数が少ない一方、個別性が比較的大きいため、本ガイドライン(案)の適用については、画一的に行うのではなく、個別案件ごとの特性を考慮して柔軟に行うことが必要である。また、地域の実情に応じて、調査段階から幅広い合意形成を図ることが必要と考えられる場合には、本ガイドライン(案)に準じた手続きを踏むことが

適当である。」とされています。

今回の滑走路増設は、空港の完全 24 時間運用の実現や現滑走路の大規模補修などの喫緊の課題に対応するもので、現空港用地内という限定された中で新たな滑走路の整備を目指すものであり、この計画案は、中部国際空港の将来構想の第一段階の第二滑走路として記載されたものです。

こうしたことを踏まえ、今回の P I は、候補地を選定する構想段階と施設計画段階をあわせて実施することとしております。

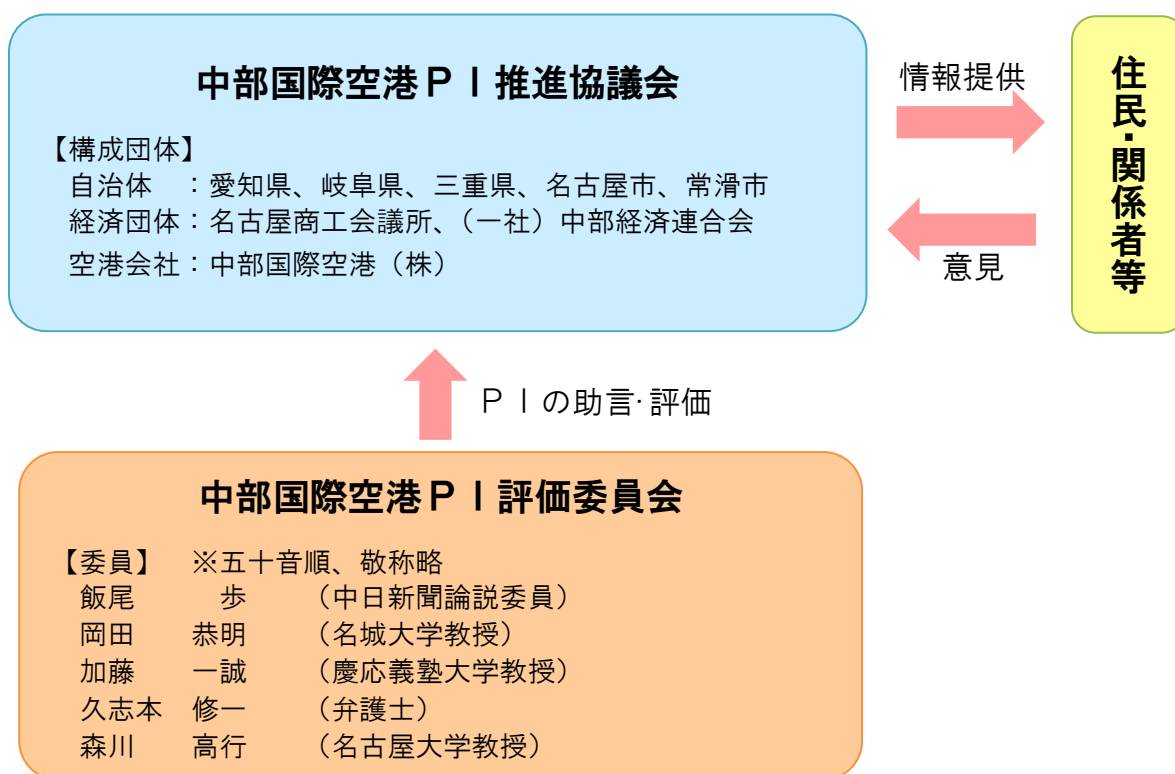
そのため、P I に求められる「意見提出機会の付与」といった観点を考慮し、意見募集の期間を 7 週間程度確保し、さらに、当初の 4 週間程度経過した時点で意見を集約し、構想段階に係る意見及び意見に対する考え方を示し、中部国際空港 P I 推進協議会での審議や中部国際空港 P I 評価委員会の助言を得た上、意見収集の期間が適切であったかどうかを判断することとしております。

2 実施体制

中部国際空港の滑走路増設に関するP Iの取り組みについては、地域の自治体（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、常滑市）、経済団体（名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会）、空港会社（中部国際空港株式会社）で構成する「中部国際空港P I推進協議会」（以下「P I推進協議会」という。）が主体となって進めてまいります。

また、P Iの実施に関して、P Iの透明性、公平性、公正性を確保するため、有識者等から構成される「中部国際空港P I評価委員会」（以下「P I評価委員会」という。）の助言、評価を得ながら進めてまいります。

【P Iの実施体制】



【開催実績】

◇中部国際空港P I推進協議会

設立会議 2022年5月24日（火）

第2回会議 2022年7月12日（火）

◇中部国際空港P I評価委員会

第1回会議 2022年6月7日（火）

第2回会議 2022年7月19日（火）【予定】

3 実施計画

(1) 基本方針

PIは以下の基本方針に基づき実施します。

方針1：わかりやすい情報提供に努めます

提供する情報は、PIレポートとして、わかりやすく取りまとめて提供します。

また、容易に情報が入手できるよう工夫します。

方針2：適切なPI手法の選定、期間の設定をします

住民・関係者等の皆様が参加しやすいよう、適切なPI手法を選定するとともに、期間を設定します。

また、事前に十分な周知・広報に努めます。

方針3：収集したご意見及び考え方を公表します

住民・関係者等の皆様から収集したご意見については、個人が特定できる情報を除いて集約し、ご意見に対する考え方とあわせて公表します。

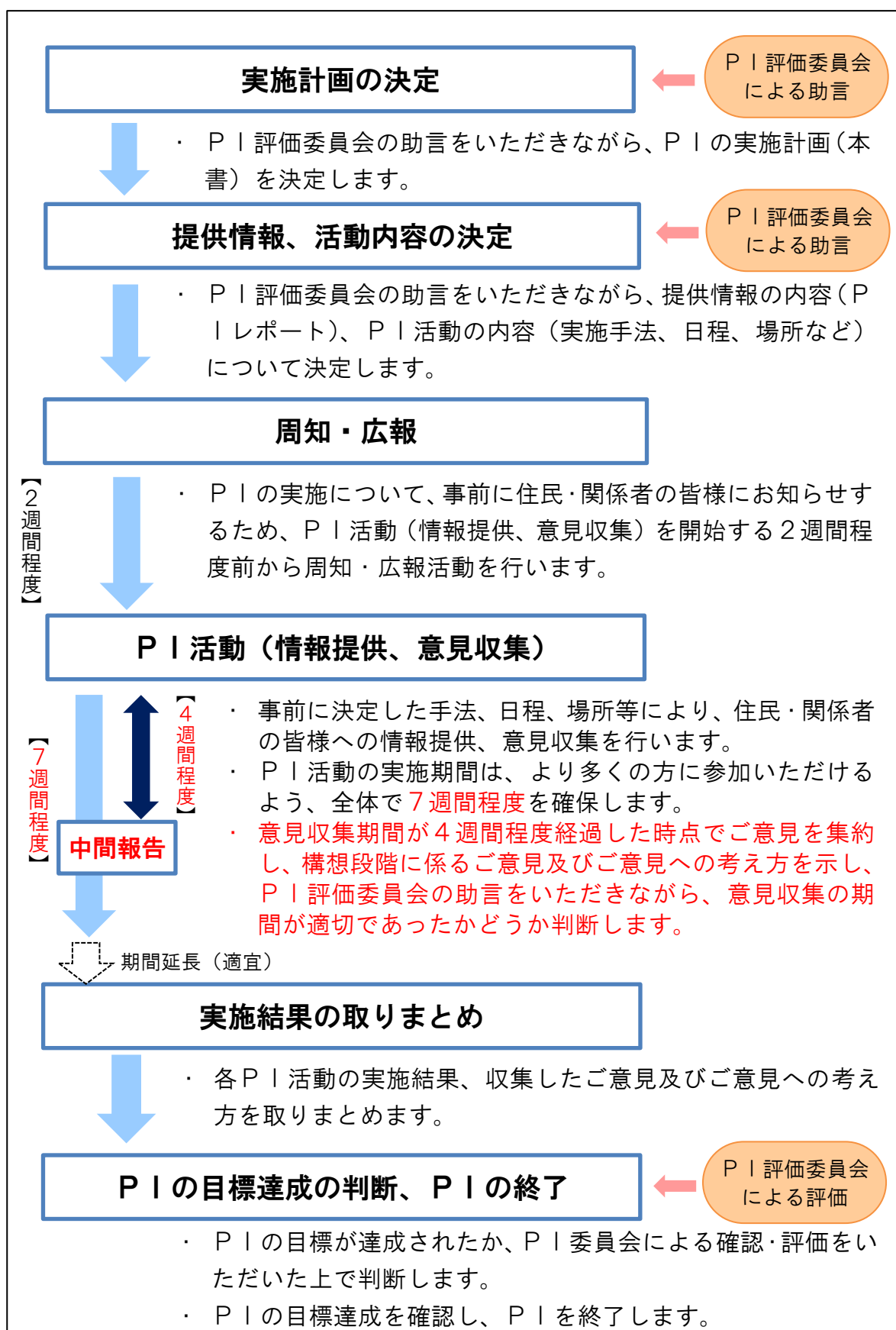
方針4：透明性を確保し、公平・公正なPIを実施します

PIの実施にあたっては、PI評価委員会の助言を受けるとともに、実施結果について評価を受けます。

PI評価委員会の助言・評価については誠実に対応し、その内容は公表します。

(2) 実施手順

PIについては、計画的に実施するため、以下の手順により進めます。なお、構想段階と施設計画段階をあわせて実施します。



(3) 提供する情報

中部国際空港の滑走路増設の内容について、PIレポートとして取りまとめ、PIの対象者である住民・関係者等の皆様に提供します。

【主な情報内容】(想定)

[構想段階]

- ✓ 滑走路増設の必要性
- ✓ 増設滑走路の位置

[施設計画段階]

- ✓ 増設滑走路の施設計画

（施設規模、施設配置計画、周辺環境への影響の見通し
事業工程及び概算事業費、整備効果 等）

(4) PIの対象とする住民・関係者等

中部国際空港の周辺地域住民をはじめ、空港利用者、空港関係事業者のほか、中部国際空港に関心を有する個人、団体等の皆様を対象とします。

PI対象者	説明
①周辺地域住民	中部国際空港が所在する常滑市の個人、団体等
②空港利用者	中部国際空港の利用者（主に愛知県、岐阜県、三重県内の個人、団体等） ※愛知県、岐阜県、三重県内の個人、団体等については、これまで中部国際空港を利用したことがなくても、今後利用する可能性が高いため、この区分としている
③空港関係事業者	航空会社、貨物事業者、その他の中部国際空港に関係する事業者
④その他	①～③以外で中部国際空港に関心を有する個人、団体等 ※主に愛知県、岐阜県、三重県外の個人、団体等

(5) 周知・広報、情報提供及び意見収集の方法

PIに係る周知・広報、情報提供及び意見収集については、PI対象者に応じて、次の手法を選択し実施することとします。

【周知・広報】

手法	概要	PI対象者
ホームページ	PIの専用ページを作成し、お知らせする。 ※構成団体のホームページからリンクを貼る。	①②③④
SNS	構成団体のSNS（Facebook、Twitter、LINE等）でお知らせする。	①②③④
マスメディア	行政の広報番組（テレビ、ラジオ）を通じてお知らせをする。 報道機関へ情報提供し、取り上げてもらうことで周知を促進する。	①②③
広報誌	構成団体の広報誌等でお知らせする。	①②③
ポスター	中部国際空港、愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市・常滑市の公共施設等で掲出する。 愛知県・岐阜県・三重県内の全市町村、経済団体に配布する。	①②③
チラシ （PIレポート 概要版 （リフレット））	チラシの役割を兼ねたPIレポートの概要版を作成し、中部国際空港、愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市・常滑市の公共施設等に配架する。 説明会、イベント等で配布する。 愛知県・岐阜県・三重県内の全市町村、経済団体に配布する。	①②③
メール配信	経済団体の会員企業、空港島内事業者等に対して、メールでお知らせする。	②③

(注1) 構成団体とは、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、常滑市、名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会を指す。

(注2) PIの専用ページのURLは以下のとおり。

<https://www.centrair.jp/corporate/rwy-project/>

【情報提供】

手法	概要	P I 対象者
P I レポート (ホームページ)	P I レポートを作成し、専用ページにデータ (PDF ファイル) を掲載する。 ※構成団体のホームページからリンクを貼る。	①②③④
P I レポート 概要版 (リフレット)	チラシの役割を兼ねた P I レポートの概要版を作 成し、中部国際空港、愛知県・岐阜県・三重県・ 名古屋市・常滑市の公共施設等に配架する。 説明会、イベント等で配布する。 愛知県・岐阜県・三重県内の各市町村、経済団体 に配布する。	①②③
パネル展示	中部国際空港、愛知県・岐阜県・三重県・名古屋 市・常滑市の公共施設等で展示する。	①②③
説明会	周辺地域住民及び空港関係事業者を対象に説明会 を開催する。 その他、自治体、団体、事業者等の要望に応じ て、出前説明会や Web 説明会を開催する。	①②③

【意見収集】

手法	概要	期間
ホーム ページ	専用ページに、ご意見入力フォームを設 ける。	7週間 ※4週間程度経過した時点 で意見を集約し、構想段 階に係る意見及び意見へ の考え方を示し、P I 評 価委員会の助言をいた だきながら、意見収集の期 間が適切であったかどう か判断する。 滑走路増設の必要性や位 置に関する選択肢につ いては早めに意見をいた だくこととする。
ハガキ	意見記入ハガキを作成し、P I レポート (概要版) と合わせて配架、配布する。	
説明会	直接ご意見をいただく。	

(6) 収集したご意見の取扱い

収集したご意見については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守し、個人が特定できる情報を除いて集約したうえで取りまとめ、ご意見に対する考え方とあわせて、PIの専用ホームページに公表します。

(7) PIの目標達成の判断及びPIの終了

PIの目標は、中部国際空港の滑走路増設について、住民・関係者等の皆様と情報共有し、ご理解いただくことです。

目標達成の判断は、以下の視点により、PI評価委員会による評価をいただいた上で行います。

目標を達成したと判断した場合には、PIを終了します。

視点①：PIが適切に実施されたか

PIに係る周知・広報、情報提供、意見収集がPI実施計画書（本書）に基づいた期間及び方法により実施されたかを評価します。

視点②：提供した情報が周知されたか

PIレポートの配布部数、メール配信件数、説明会への参加人数、ホームページへのアクセス件数、意見提出者数等を把握し、提供した情報が周知されたかを評価します。

また、意見提出者の年代、職業、居住地を把握し、広く情報が周知されたかを評価します。

視点③：提供した情報が理解されたか

意見収集にあたり、提供した情報（PIレポート）の内容に関する理解度を確認し、その結果から、内容が理解されたかを評価します。

視点④：収集した意見への考え方が示されているか

収集した意見について内容別に分類・集約し、それらに対する考え方が示されているかを評価します。